

平塚市地域生活支援拠点等緊急時対応体制強化事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、入院、死亡その他の緊急の理由による介護者の不在等（以下「介護者の不在等」という。）のため、障がい者等の緊急受入その他の支援を行った地域生活支援拠点等事業者に対し、人件費その他の当該支援に要した費用の一部について、予算の範囲内で支給することにより、地域における緊急対応体制の強化を図り、もって障がい者等の地域での生活を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者等 市内において在宅で生活する者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者、同条第2項に規定する障害児その他これらに準ずる者として市長が認める者をいう。
- (2) 緊急受入 介護者の不在等のため、緊急的に事業所等への障がい者等の受入支援を実施すること（法第5条第1項に規定する障害福祉サービスに当てはまるものを除く。）をいう。
- (3) 調整対応 介護者の不在等のため、夜間、休日等における短期入所事業所等への緊急的な障がい者等の受入調整を実施することをいう。
- (4) 訪問支援 介護者の不在等のため、緊急的に障がい者等の自宅等における一時的な見守り支援を実施することをいう。
- (5) 地域生活支援拠点等事業者 平塚市地域生活支援拠点等事業実施要綱第5条の規定による登録を受けた事業者をいう。

(支給対象)

第3条 支給を受けることができるものは、地域生活支援拠点等事業者とする。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(支給要件)

第4条 支給の対象となる支援（以下「緊急支援」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものであって、第6条第1項（同項ただし書を含む）の規定により、市長の承認

を得たものとする。

- (1) 緊急受入
- (2) 調整対応
- (3) 訪問支援
- (4) 緊急受入を行う事業所等への送迎及び緊急的な障害者支援施設等への送迎
(費用の弁済)

第5条 市長は、緊急支援を行った事業者に対し、人件費その他の緊急支援に要した費用の一部について、予算の範囲内で支給するものとする。

2 前項の規定により支給する額の上限は、別表のとおりとする。

3 第1項の規定による支給の対象とする期間は、緊急支援を行った日から起算して3日間を限度とする。ただし、この期間を超えて緊急支援の必要があると市長が認めた場合は、この限りでない。

(手続)

第6条 地域生活支援拠点等事業者等は、介護者の不在等のため、緊急的な対応が必要と思われる障がい者等を発見した場合には、事前に市に連絡し、支援の方法について協議し、市長の承認を得るものとする。ただし、事前に市長の承認を得ることが困難な場合には、対応中又は対応後速やかに協議し、市長の承認を得るものとする。

2 緊急支援を行った事業者は、別に定める請求書に、緊急支援の内容が分かる記録その他必要に応じて緊急支援に要した費用が分かるものを添えて、市長に請求するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	支給上限額
緊急受入	30,000円／1日
調整対応	30,000円／1回
訪問支援	30,000円／1日
第4条第4号に規定する送迎	10,000円／1回